

# 産業厚生常任委員会 資料

平成27年2月19日

福祉部 高齢介護課

# 目 次

1. 加東市高齢者保健福祉計画・  
第6期介護保険事業計画の中間報告について・・・・・・ 1～18P

加東市高齢者保健福祉計画・  
第6期介護保険事業計画（概要）

中間報告

平成27年3月  
加 東 市

## 計画策定の趣旨

我が国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、4人に1人が高齢者という状況となっています。

団塊の世代が高齢期を迎え、さらに10年後の2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳以上高齢者（後期高齢者）となり、高齢者の独居や夫婦のみの高齢者世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

こうしたなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

加東市においても高齢化は進み、2014年（平成26年）9月末現在で高齢化率は24.5%に達し、今後も高齢者は増加することが考えられます。

加東市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）では、前期計画で定めた地域包括ケアシステムを新たな制度の下に、2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立ちながら、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の基本的考え方やめざすべき取り組み等の見直しを行うものです。

## 介護保険制度の改正の概要

1 地域包括ケアシステムへの構築に向けた地域支援事業の見直し	①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化 ⑤介護予防の推進 ⑥地域包括支援センターの機能強化
2 介護サービスの効率化・重点化	①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行 ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化
3 保険料の負担の増大の抑制	①低所得者の1号保険料の軽減強化等
4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し	①一定以上所得者の利用者負担の見直し ②補足給付の見直し

### ○介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

今回の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域支援事業は大幅な見直しが行われました。これらの見直しを受けて、全国一律の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されることとなります。

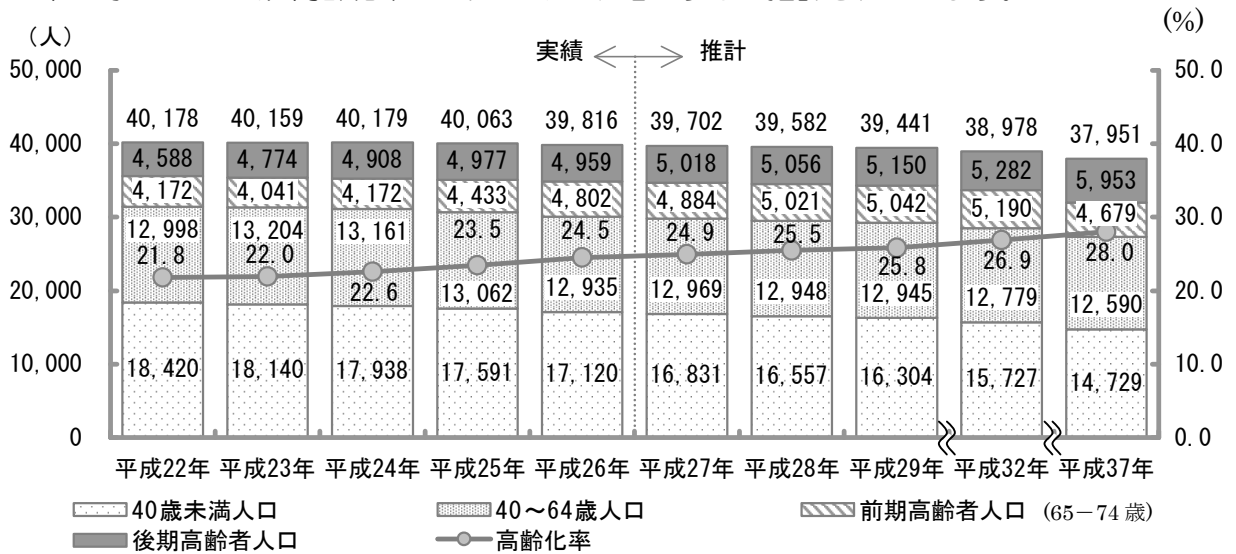
## 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

本計画以後の計画は、2025年（平成37年）に向け、前期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療・介護連携等の取組みを本格化していくものです。

## 高齢人口の推移と将来推計

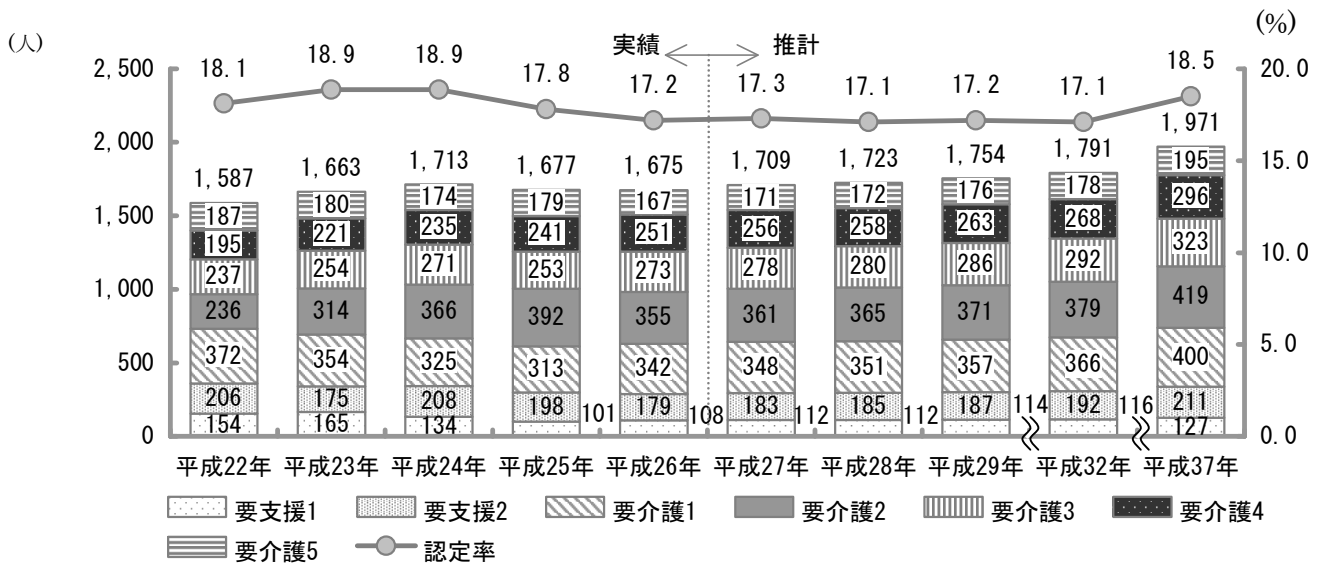
将来人口は、第6期計画の指標とする平成37年で、総人口は37,951人と推計され、前期高齢者は4,679人、後期高齢者は5,953人と推測されます。後期高齢者人口は、年々増加し、平成37年で平成27年に対し935人、高齢化率は3.1ポイント増加すると推計されています。



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）  
 ※推計人口は平成26年までの住民基本台帳をもとに計算（各年9月末日現在）

## 認定者数の推移と将来推計

認定者数についてみると、今後も認定者が増加すると推計され、平成37年には、認定率は18.5%となることが予測されます。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月現在）  
 ※平成26年までの介護保険事業状況報告をもとに計算（各年9月末日現在）

## 基本理念

本計画は、今回の介護保険制度の改正や団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を捉え、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができる「地域包括ケアシステム」を具現化していくためのスタートとなる計画として位置づけます。そこで計画の基本理念を「地域で支え合い 笑顔かがやく 元気な加東」とし、その実現に向け取組みを進めていきます。

基本理念

地域で支え合い 笑顔かがやく 元気な加東

## 政策目標と基本目標

基本理念と地域包括ケアシステムの実現に向け、政策目標を掲げます。

### “ 生きがいをもって 安心して住み続けられる地域づくり ”

高齢者が持ち得る能力を最大限活かすことができるよう地域に社会参加等の機会をつくります。そうすることで高齢者一人ひとりが役割を持ち、認め合うことができ、それが「生きがい」へと繋がります。

また、可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域や高齢者を取り巻く関係機関とのネットワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供できるようにします。（地域包括ケアシステムの実現）

この地域包括ケアシステムを構築することにより、「安心して住み続けられる地域づくり」の実現をめざします。そのために、5つの基本目標を設定します。

### 基本目標

- 高齢者が活躍できることへの支援
- 高齢者を地域で支える仕組みづくり
- 認知症支援体制の整備
- 介護サービスの充実強化と医療との連携強化
- 介護保険制度運営の適正化

## 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地理的条件、人口、住民の生活形態及び地域づくり活動の単位などを考慮し、前回計画と同様に中学校区の3圏域を日常生活圏域として設定します。

この日常生活圏域を基本に介護保険の地域密着型サービスの提供基盤を整備するとともに、その他の福祉・保健サービスなどについても、住み慣れた地域で切れ目なく提供できるよう、きめ細かい取組みを推進します。

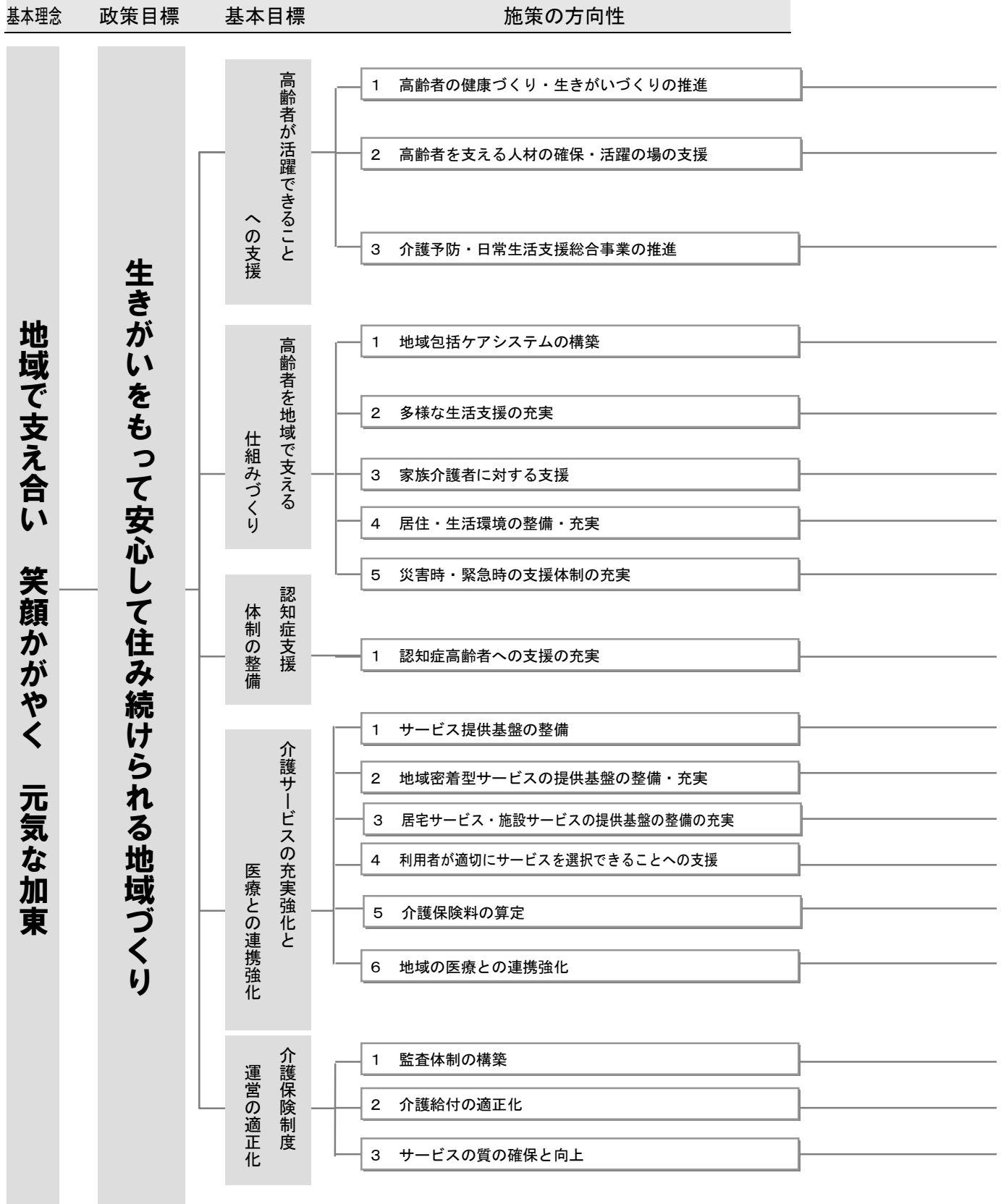
圏域名	圏域の概要
社圏域	<p>市の中央に位置し、人口が最も多い圏域。市街化には官公施設が集積しており、工業団地等もあり、調整区域には農地や農業集落が広がっており、北部には別荘地があります。</p> <p>高齢化率は24.6%と市全体の高齢化率と同等であり、認定率は15.5%と最も低いですが、高齢者人口に比例して認定者数は最も多い圏域です。</p> <p>特別養護老人ホーム、老人保健施設が各1か所、グループホーム、小規模多機能居宅介護も各1か所。デイサービスは9か所で、居宅介護支援事業所が6か所あります。</p>
滝野圏域	<p>市の西部に位置し、圏域面積は最も小さい圏域。JR加古川線が南北に走っています。全域に都市計画区域が指定されており、工業団地もあります。市街化調整区域では、北部は山林が占め、南部は農地が広がっています。</p> <p>高齢化率は21.3%と最も低いですが、認定率は18.3%と最も高いです。</p> <p>特別養護老人ホーム、老人保健施設が各1か所、グループホーム、小規模多機能居宅介護も各1か所。デイサービスは5か所、サービス付高齢者向け住宅が1か所で、居宅介護支援事業所が3か所あります。</p>
東条圏域	<p>市の東部に位置し、農地と丘陵地により形成されています。工業団地があり、その周辺には市街地があります。東条湖周辺には観光地、ゴルフ場及び別荘地があります。</p> <p>高齢化率は29.5%、後期高齢者率も16.0%と最も高く、認定率は16.7%です。</p> <p>特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能居宅介護が各1か所。デイサービスは4か所で、居宅介護支援事業所が1か所あります。</p>



※圏域ごとの認定者数については、住所地特例者（市外施設入所者）を除く。

資料：住民基本台帳（平成26年9月末日現在）

# 計画の体系





## 具体的施策・事業

○健康づくりの推進  
○高齢者の社会参加の促進と生きがい対策事業の充実（老人クラブ・高齢者大学）

○介護サービス支援者の人材育成（介護予防・生活支援サポーター養成講座、地域回想法リーダー養成講座など）  
○就業・事業の立ち上げ・ボランティア活動の促進

○介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供方針  
○住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供体制の整備  
○通所型サービスの整備（かとうまちかど体操教室、地域回想法スクール、物忘れ予防カフェ、元気応援通所事業）  
○訪問型サービスの整備（日常生活援助事業、かとう介護ファミリーサポートセンター、訪問型介護予防事業）  
○その他生活支援サービスの充実 ○効果的な介護予防ケアマネジメント体制の整備  
○一般介護予防事業の充実

○地域包括ケアの推進体制 ○地域包括支援センターの機能強化 ○相談体制の充実 ○地域ケア会議の充実  
○高齢者の地域での見守り ○地域サポート型特養 24 時間体制 ○生活支援の基盤整備 ○高齢者の権利擁護の推進

○多様なサービスの充実（老人等給食サービス、外出支援サービス、福祉機器・用具の貸与、生活管理指導短期宿泊事業、日常生活用具給付・貸与事業、緊急通報システム貸与事業、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費助成事業、福祉タクシー利用券助成事業）

○家族介護者を地域で支える施策の推進（家族介護者のつどい、物忘れ予防カフェ、家族介護用品支給事業）

○高齢者にやさしい居住環境づくりの推進（人生 80 年いきいき住宅助成事業等） ○福祉のまちづくりの推進  
○安心できる居住の場の確保

○市民の防災意識の向上のための取組み（安心救急情報キット活用事業） ○安否確認・避難誘導体制の確立  
○社会福祉施設等との防災協定に基づく避難所の確保

○認知症ケアパスの構築 ○認知症の早期発見・早期支援への取組み（物忘れ相談プログラムの活用）  
○認知症初期集中支援チーム・認知症地域医療連携の方策○認知症地域支援推進員の設置  
○地域における支援体制の構築（認知症サポーター養成講座・家族への支援など）○ひとり外出見守り・徘徊 SOS ネットワーク ○若年性認知症の人とその家族の支援

○サービス提供基盤の整備

○サービス提供体制の充実 ○地域密着型サービスの整備

○居宅サービスの提供基盤の充実 ○施設サービスの提供基盤の充実

○介護サービスの積極的な情報提供

○介護保険サービス事業量の見込み ○介護予防サービス事業量の見込み ○標準給付費 ○地域支援事業費  
○被保険者の負担軽減 ○平成 27 年度から 29 年度までの第 1 号被保険者の保険料額の算定  
○2025 年（平成 37 年）の介護給付費の推計

○医療と介護の連携強化

○事業所監査指導

○介護給付適正化事業（ケアプラン点検等）

○介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援 ○サービス評価事業への取組み

## 基本目標 1 高齢者が活躍できることへの支援

### 住民自らが介護予防に取り組めるような仕組みづくり

高齢者人口が増加する中で、生活習慣病が原因で要介護状態となる高齢者もいることから、生活習慣病予防により介護を必要としない生活を送れるように、高齢者のライフスタイルに沿った健康相談や健康づくりの普及啓発に努めます。また、地域住民が行っているさまざまな活動や各種団体の活動が互いに連携しながら活性化していくよう支援体制の強化や、高齢者に対する介護予防や生活支援の身近な担い手として活躍できる介護予防サポーターや生活支援サポーターを養成し、地域において活動が実践できるように継続的支援を行います。今回の介護保険制度の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施することから、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指します。

施策の方向性	具体的施策・事業
1 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進	(1) 健康づくりの推進 (2) 高齢者の社会参加の促進と生きがい対策事業の充実
2 高齢者を支える人材の確保・活躍の場の支援	(1) 介護サービス支援者の人材育成 (2) 就業・事業の立ち上げ・ボランティア活動の促進
3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供方針 (2) 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供体制の整備 (3) 通所型サービスの整備 (4) 訪問型サービスの整備 (5) その他生活支援サービスの充実 (6) 効果的な介護予防ケアマネジメント体制の整備 (7) 一般介護予防事業の充実

## 基本目標 2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が住み慣れた地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築

地域包括ケアシステムの構築をめざすため、在宅医療と介護の連携や地域包括支援センターの機能強化などに取り組むとともに、今後、増加する認知症高齢者に対応するため、認知症施策を推進します。

また、地域包括ケアシステムにおいては、介護保険サービスや在宅医療はもとより、介護保険外のサービスや、地域の特性に応じた様々な主体による生活支援サービス等が、自助・互助・共助・公助の適切な組み合わせにより提供されることにより、市、住民、関係団体などの協働による地域の「介護力」や住民同士の共助の仕組みなどの「地域力」で高齢者の生活支援に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策・事業
1 地域包括ケアシステムの構築	(1) 地域包括ケアの推進体制 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 相談体制の充実 (4) 地域ケア会議の充実 (5) 高齢者の地域での見守り (6) 地域サポート型特養 24 時間体制 (7) 生活支援の基盤整備 (8) 高齢者の権利擁護の推進
2 多様な生活支援の充実	(1) 多様なサービスの充実
3 家族介護者に対する支援	(1) 家族介護者を地域で支える施策の推進
4 居住・生活環境の整備・充実	(1) 高齢者にやさしい居住環境づくりの推進 (2) 福祉のまちづくりの推進 (3) 安心できる居住の場の確保
5 災害時・緊急時の支援体制の充実	(1) 市民の防災意識の向上のための取組み (2) 安否確認・避難誘導体制の確立 (3) 社会福祉施設等との防災協定に基づく避難所の確保

## 基本目標 3 認知症支援体制の整備

認知症に対する理解促進や地域での見守りに対する意識の向上に向けた取り組み

認知症になっても本人の意思が尊重され、「できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現」のため、地域包括支援センターなどの相談支援体制を充実させるとともに、認知症に関する正しい知識や理解の普及に努めます。

また、医療との連携体制を強化し、早期の段階からの診断と対応に努めます。さらに、介護支援専門員と連携し地域における支援体制を強化し、認知症の本人や家族に対する支援、地域で認知症の人を支える仕組みを構築します。

施策の方向性	具体的施策・事業
1 認知症高齢者への支援の充実	(1) 認知症ケアパスの構築 (2) 認知症の早期発見・早期支援への取り組み (3) 認知症初期集中支援チーム・認知症地域医療連携の方策 (4) 認知症地域支援推進員の設置 (5) 地域における支援体制の構築 (6) ひとり外出見守り・徘徊 SOS ネットワーク (7) 若年性認知症の人とその家族の支援

## 基本目標 4 介護サービスの充実強化と医療との連携強化

住み慣れた地域での生活を継続できるよう地域における支援体制の整備を図る

2025年（平成37年）に向け、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、圏域ごとに、地域の実情に応じて適正なサービス提供基盤を構築していきます。

第5期（平成26年度）までに、概ね施設整備を行いましたので、本計画では、施設等の整備は行わず、既存施設のサービスの利用を促進し、内容の充実を図っていきます。また、各サービスに対する利用者のニーズなどに基づき量的な整備目標を設定し、サービスの利用者の見込みに応じた量の確保と、その安定的な供給体制の確保・充実に取り組みます。

今後、医療・介護ニーズが高い高齢者の増加が見込まれる中、入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するためには、地域での医療・介護連携の強化が重要となるため、市民が求める医療と介護サービスを総合的に提供し、家族も含め安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の密接な連携による支援体制を構築します。

施策の方向性	具体的施策・事業
1 サービス提供基盤の整備	
2 地域密着型サービスの提供基盤の整備・充実	(1) サービス提供体制の充実 (2) 地域密着型サービスの整備
3 居宅サービス・施設サービスの提供基盤の整備の充実	(1) 居宅サービスの提供基盤の充実 (2) 施設サービスの提供基盤の充実
4 利用者が適切にサービスを選択できることへの支援	(1) 介護サービスの積極的な情報提供
5 介護保険料の算定	(1) 介護保険サービス事業量の見込み (2) 介護予防サービス事業量の見込み (3) 標準給付費 (4) 地域支援事業費 (5) 被保険者の負担軽減 (6) 平成27年度から29年度までの第1号被保険者の保険料額の算定 (7) 2025年（平成37年）の介護給付費の推計
6 地域の医療との連携強化	(1) 医療と介護の連携強化

## 基本目標 5 介護保険制度運営の適正化

### 利用者の自立支援に資する適切な介護サービスの質の確保と向上

介護給付を必要とする被保険者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めます。介護給付費や保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度の構築に努めます。

介護保険サービス事業者に対する指導・監査や地域密着型サービス事業者に対する集団指導、実地指導を定期的に行い、サービスの質を高めます。また、人材面では、サービスの質の確保のため、サービス従事者のスキルアップに向け、事業者が自主的に研修機会を設けてレベルアップを図るように働きかけます。

施策の方向性	具体的施策・事業
1 監査体制の構築	(1) 事業所監査指導
2 介護給付の適正化	(1) 介護給付適正化事業
3 サービスの質の確保と向上	(1) 介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援 (2) サービス評価事業への取組み

## 介護保険料基準額の設定

前期計画では、保険料段階は国が定める6段階に加えて7段階とし、一方で、特例減額措置の設定等をおこなっていました。

今回の制度改正により、国の定める段階が9段階となりましたが、負担能力に応じた保険料設定の観点から、本計画期間では「市民税本人課税で合計所得金額が500万円以上の方」については、新たに第10段階を設定し、その保険料率を基準額の1.90とします。

### 第6期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受けている方</li> <li>世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>	(0.45) 0.50	(2,475) 2,750	(29,700) 33,000
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の方</li> </ul>	0.75	4,125	49,500
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円超の方</li> </ul>	0.75	4,125	49,500
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>	0.90	4,950	59,400
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階以外の方</li> </ul>	1.00	5,500	66,000
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	1.20	6,600	79,200
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方</li> </ul>	1.30	7,150	85,800
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方</li> </ul>	1.50	8,250	99,000
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方</li> </ul>	1.70	9,350	112,200
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方</li> </ul>	1.90	10,450	125,400

※第1段階については、公費による保険料軽減の強化として、軽減幅が平成26年度末に政令が公布される見込みのため（ ）は公布後の数値を記載しています。

平成27年度から平成29年度までの保険料基準額を 月額5,500円とします。

<b>第1号被保険者保険料基準額</b>	月額 5,500円（年額 66,000円）
----------------------	-----------------------

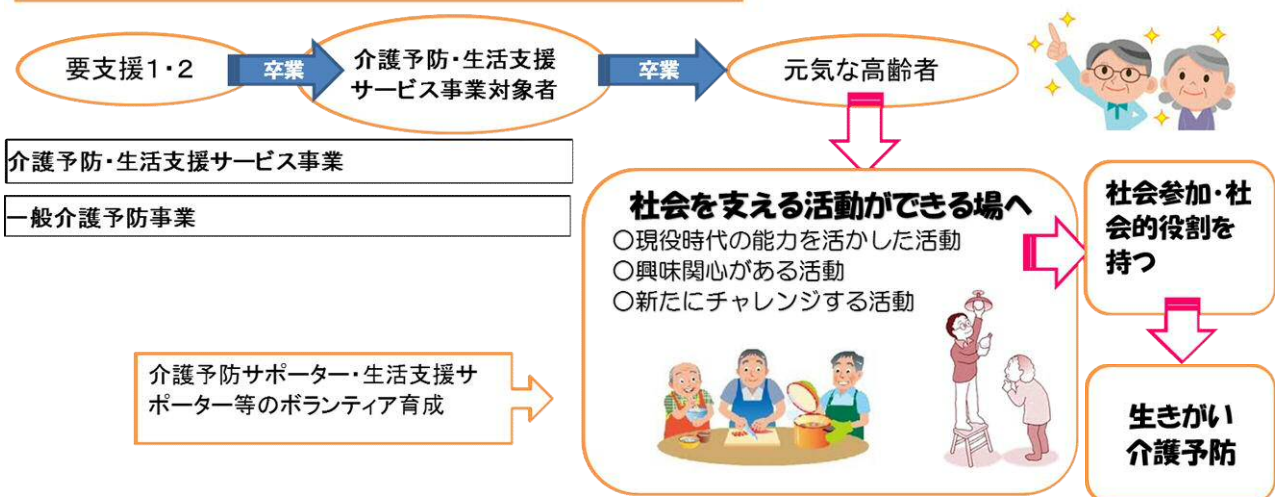
## 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（計画抜粋）

本市では、平成24年度から地域支援事業において創設された介護予防・日常生活支援総合事業を導入することにより、住み慣れた地域全体で高齢者の自立した生活を支援するための取り組みを行ってきました。

今回の介護保険制度の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施します。その趣旨は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。この新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と第1号被保険者の全ての者を対象とする一般介護予防事業で構成されます。

一人暮らしの高齢者世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が高まっており、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要となってきました。また、高齢者の介護予防が求められており、社会参加の促進や介護予防のための事業の充実により、自発的な介護予防意識の促進と元気な高齢者の増加を目指します。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の推進イメージ図





## (1) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供方針

### 現状と課題

- 多様な担い手による多様なサービスを充実させるために、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防や生活支援のサービスを確立する必要があります。
- 潜在している地域資源を発掘・育成・連携し、有効に活用するしくみを確立する必要があります。

### 今後の取組み

- 地域住民と行政との協働による地域づくりの視点を主眼において、介護予防・生活支援サービス事業を実施します。
- 地域の社会資源などを活かした多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。そのために、地域の社会資源の把握や生活支援サービスの開発・担い手の育成、関係者のネットワークの構築などを行う「生活支援コーディネーター」の配置と協議体を設置します。

### ■介護予防・生活支援サービス事業（類型・内容等）

類型	項目/事業名	内容	担い手
通所型サービス	通所介護相当（従前の予防給付と同様のサービス）	通所介護施設で日常生活上の援助を日帰りで行う。	通所介護事業者
	通所型サービスA （緩和基準サービス） ★「元気応援通所事業」 「ミニデイサービス」	通所介護施設での機能訓練メニューや地域公民館等でのレクリエーションなどの様々な活動を行う。	介護事業者 民間事業者 住民ボランティア
	通所型サービスB （住民主体サービス） ★「かとうまちかど体操教室」 ★「物忘れ予防カフェ」	地域の公民館等の身近な場所に集い、体操や社会交流を目的とした自主的な活動を行う。	住民ボランティア等
	通所型サービスC （短期集中予防サービス）	リハビリ専門職による日常生活動作の改善に向けたプログラムを3～6ヶ月間行う。	介護事業者（専門職）
訪問型サービス	訪問介護相当（従前の予防給付と同様のサービス）	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護事業者
	訪問型サービスA （緩和基準サービス） ★「日常生活援助事業」	家事援助等の日常生活支援、身体介護	訪問介護事業者等
	訪問型サービスB （住民主体サービス） ★「かとう介護ファミリーサポートセンター」	買い物や掃除などの簡単な家事援助等	住民ボランティア等
	訪問型サービスC （短期集中予防サービス） ★「訪問型介護予防事業」	保健・医療の専門職による居宅での相談指導等	市の専門職

★は既存サービスです。

## (2) 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供体制の整備 ■ ■

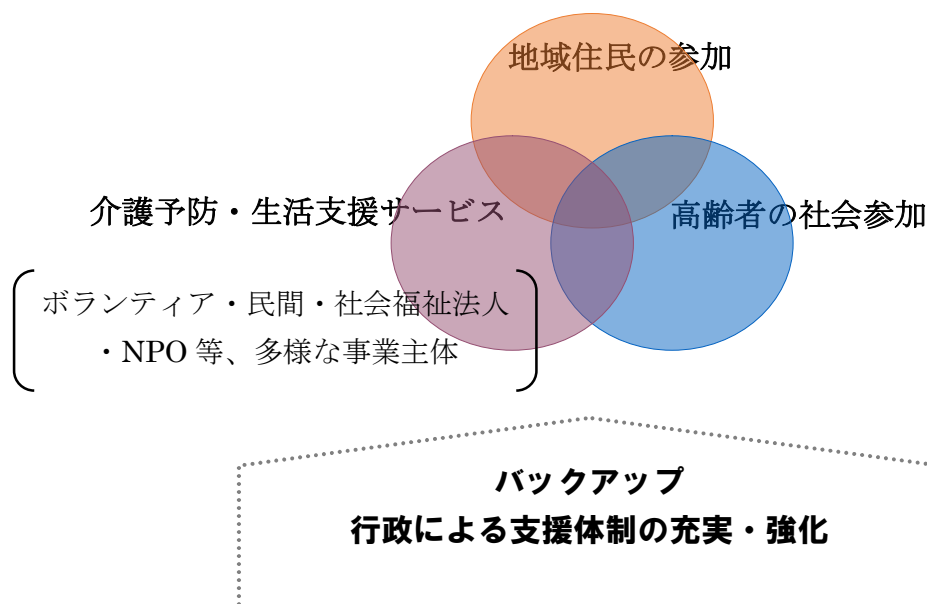
### 現状と課題

- 多様な生活上の困りごとに対応するため、介護事業者や民間企業、NPO、住民ボランティアなどの参画により、生活支援サービスの開発やネットワークを構築していく必要があります。
- 一人暮らしの高齢者や、高齢夫婦など生活支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域での支え合い活動を促進し、高齢者自身が地域社会を支える担い手として活動していけるよう支援する必要があります。

### 今後の取組み

- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、民間企業、NPO、ボランティアなど多様な主体を活用して、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。
- 身近な生活の困りごとに対し、近隣住民同士の助け合いや、地域福祉のマンパワーの充実が図れるよう、地域組織などの運営支援や連携の強化を推進します。

### 多様な主体によるサービス提供体制のイメージ図





### (3) 通所型サービスの整備

#### 現状と課題

- 運動機能低下予防や閉じこもり予防のために、地域の公民館等における自主的なグループづくりを支援しています。
- 要支援認定者の介護保険サービスの利用状況は、通所介護（デイサービス）の割合が半数以上を占め、最も高くなっています。



#### 今後の取組み

- 既存の通所型サービス（かとうまちかど体操教室等）を全市の各地域において展開できるよう普及啓発および継続支援を推進します。
- 多様な担い手による多様なサービスの整備として、住民主体の通いの場やミニデイサービス、短期集中予防サービスを新規に調整していきます。

#### 【関連する主な事業】

事業名	事業内容
かとうまちかど体操教室	運動機能低下予防の体操を中心とした自主グループ育成
地域回想法スクール	閉じこもり・うつ・認知症予防のためのグループ活動
物忘れ予防カフェ	認知症予防や介護について語り合うグループ活動
元気応援通所事業	社会交流、機能訓練等を目的とした通所事業

#### 【実績及び計画値】

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
かとうまちかど 体操教室 (グループ)	計画値	—	20	40	60	80	100
	実績値	—	20	※35	—	—	—
地域回想法 スクール (グループ)	計画値	3	5	5	5	5	5
	実績値	2	4	※3	—	—	—
物忘れ予防 カフェ (人)	計画値	—	—	6	8	10	12
	実績値	—	4	※6	—	—	—
元気応援 通所事業 (人)	計画値	11	8	9	20	20	20
	実績値	9	7	※9	—	—	—

※平成 26 年度実績は見込み値

## (4) 訪問型サービスの整備

### 現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や、高齢夫婦などの増加に伴い、自立した在宅生活が継続できるよう日常生活支援のニーズが高まると予想されます。
- 特に閉じこもり、うつ、認知機能の低下のおそれがある等、心身の状況等により通所型サービスへの参加が困難な方を対象に専門職が居宅を訪問して、生活機能に関する指導を行っています。



### 今後の取組み

- 高まりが予想される日常生活支援のニーズを充足するために、かとう介護ファミリーサポートセンターの協力会員の確保をさらに推進します。
- 低栄養や日常生活動作等の改善に向けた支援が必要な方を対象に、保健・医療の専門職による居宅での相談指導を短期集中で行います。

### 【関連する主な事業】

事業名	事業内容
日常生活援助事業	ヘルパーによる日常生活の援助や指導
かとう介護ファミリーサポートセンター	生活支援サポーターによる簡単な家事援助等
訪問型介護予防事業	保健・医療の専門職による居宅での相談指導等

## 【実績及び計画値】

### ■ 日常生活援助事業

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
利用者数 (人)	計画値	10	9	8	10	10	10
	実績値	9	6	※5	—	—	—
利用回数 (回)	計画値	320	320	320	480	480	480
	実績値	307	267	※282	—	—	—

※平成 26 年度実績は見込値

### ■ かつう介護ファミリーサポートセンター

			平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
依頼会員 (人)	登録者数	計画値	50	100	100	125	150	175
		実績値	18	55	※70	—	—	—
	利用者数	実人数	7	18	※20	—	—	—
		延人数	44	138	※300	—	—	—
協力会員 (人)	登録者数	計画値	50	80	100	100	110	120
		実績値	25	39	※45	—	—	—
	活動者数	実人数	8	13	※15	—	—	—
		延人数	44	138	※300	—	—	—

※平成 26 年度実績は見込値

### ■ 訪問型介護予防事業

		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
利用者数 (人)	計画値	15	15	15	30	35	40
	実績値	16	39	※60	—	—	—
利用回数 (回)	計画値	25	25	25	70	80	90
	実績値	36	60	※60	—	—	—

※平成 26 年度実績は見込値

## (5) その他生活支援サービスの充実 .....

### 現状と課題

- ・高齢者が今後重要になると思う施策については「買い物支援、宅配、給食・配食サービスなど食を支えるサービス」が最も多く、より一層の充実や情報提供、利用しやすい体制づくりが求められます。



### 今後の取組み

- ・栄養改善を目的とした配食サービスや住民ボランティア等が行う訪問による見守りなどのサービス構築に向けて、地域資源の開発を推進します。

## (6) 効果的な介護予防ケアマネジメント体制の整備 .....

### 現状と課題

- ・要介護認定の状況は、要支援者は横ばいですが、要介護者は増加傾向です。特に要介護2は5年間で約1.6倍増加しています。
- ・要支援者の介護度が重度化しないように、生活機能低下の予防や自立支援に向けて必要なサービスをケアプランに位置づける適切なケアマネジメントを行う必要があります。
- ・現行の介護予防給付や介護予防・日常生活支援総合事業サービスを受けている対象者に対し、制度改正の説明・周知とスムーズな移行を図る必要があります。



### 今後の取組み

- ・介護予防ケアマネジメントは、専門的な視点から特に生活機能の向上を目指して行われる必要があり、多様な主体による地域資源を有効活用できるような体制づくりと人材育成により、介護予防ケアマネジメントの質の向上に努めます。

## (7) 一般介護予防事業の充実

### 現状と課題

- 一般高齢者が取り組んでいる介護予防は、「歯や口の中の衛生」「バランスのとれた食生活」「体操教室やウォーキング等の運動」の順に多く、それぞれ4割以上の方が取り組んでいます。
- 一般高齢者が介護予防について知りたいことは、「特になし」を除いて「転倒・骨折予防」「望ましい食生活」「認知症予防」「寝たきり予防」が多くなっています。



### 今後の取組み

- 運動機能の向上、低栄養予防、口腔機能の向上等の介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、各種講座を地域に出向いて実施します。
- 介護予防サポーターやいきいき隊等の介護予防に関する活動組織の継続的な育成及び支援のために交流会を実施します。

### 【関連する主な事業】

事業名	事業内容
介護予防普及啓発事業	運動器の機能向上、低栄養予防、口腔機能の向上等の専門職による講話と実技
地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーターや回想法リーダー等の活動支援のための連絡会・交流会等の開催